

知多北部広域連合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第6号

知多北部広域連合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合個人情報の保護に関する規則（令和5年知多北部広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中オをキとし、エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書

第2条第2項第1号ウの次に次のように加える。

エ 出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。